

令和 7 年大和市農業委員会第 9 回総会議事録

令和 7 年 9 月 2 6 日（金）午前 1 0 時開会

大和市役所 5 階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1 番 高 橋 守 委員

2 番 大 沼 茂 樹 委員

3 番 眞 壁 浩 二 委員

4 番 遠 藤 一 直 委員

6 番 渡 邊 みどり委員

7 番 富 澤 克 司 委員

8 番 田 邊 義 之 委員

1 0 番 荻 窪 登 委員

1 1 番 池 田 俊一郎委員

1 2 番 木 村 賢 一 委員

1 3 番 古谷田 和 子 委員

1 4 番 保 田 雄 一 委員

1 5 番 長谷川 慶太郎委員

1 6 番 関 水 好 美 委員

2. 本日の欠席委員

な し

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 祐介

次長 石井 一郎

主査 富田 規裕

主事 近田 拓朗

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第 2 6 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

日程第 4 報告第 2 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

日程第 5 報告第 28 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による一時転用の届出について

日程第 6 報告第 29 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

日程第 7 報告第 30 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第 8 議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 28 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による一時転用の届出について

報告第 29 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

報告第 30 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 14 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 7 年 9 月大和市農業委員会第 9 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、8 番、田邊義之委員、10 番、荻窪登委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、総会資料 1 ページをごらんください。

8 月 26 日、眞壁会長、遠藤職務代理、田邊遊休農地対策部会長、荻窪遊休農地対策副部会長から市長へ、「令和 8 年度大和市農業施策に関する意見について」を提出いたしました。

続いて、大変申し訳ありませんが、一部訂正がございます。日付が「8 月 26 日、9 月 16 日、9 月 22 日」と 3 日間記載しておりますが、「8 月 26 日、9 月 16 日」の 2 日間の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

8 月 26 日、9 月 16 日、大和市福祉推進委員会表彰選考部会が開催され、富澤委員が出席されました。

次に、県許可等の状況でございます。

令和 7 年第 7 回総会、議案第 20 号、深見における貸駐車場の所有権につきまして、令和 7 年 8 月 22 日付で県知事許可となっております。

また、令和 7 年第 7 回総会、議案第 21 号、上草柳における貸駐車場の賃借権につきまして、令和 7 年 8 月 22 日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等は何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 諸報告には記載がないのですが、9 月 16 日に大和市民まつり実行委員会

から出店料の改正について賛否を問う書面が郵送されました。具体的な内容については、出店料の改正ということで、現行の出店料3万5,000円から6万円に改正をしたいとの案でした。本来であれば農業委員の皆さんから意見をお聞きして賛否の提出をするところですが、9月24日という提出期限がありましたので、眞壁会長及び事務局と協議をした結果、賛成という形で提出させていただいたことをご報告させていただきます。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、8月26日、市長に対しての意見の提出についてでございますが、7項目の意見ということで市長にお願いをさせていただきました。昨年度よりも早い時期の次年度予算編成前にということで、8月に提出することになったのですが、皆さんもご存じのとおり、なかなか厳しい財政状況の中で農業に対してどれぐらいのものが反映されるかというところはあるのですが、かなり厳しいご意見はありました。ただ、農業委員会としての意見は市長にしっかりお願いしてまいりましたので、そのご報告でございます。

○議長 本件は報告案件につきまして、以上をもって終結させていただきます。

○議長 日程第3、報告第26号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第26号について説明いたします。議案書の1ページの1件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

また、2筆のうち1筆の農地のあっせん希望があります。場所は総会資料3ページをごらんください。農地の貸し借りが優先とのことで、現在、新規就農者への貸付の話が進んでおりますが、不調の場合は売却することも視野に入れているとのことです。委員の皆様には周知をよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第４、報告第２７号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、日程第５、報告第２８号、農地法第４条第１項第７号の規定による一時転用の届出について、日程第６、報告第２９号、農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第２７号については議案書２ページの３件が、報告第２８号については議案書３ページの１件が、報告第２９号については議案書４ページの４件がございました。案内図は総会資料の４から６ページでございます。いずれも添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 報告第２８号、議案書３ページですけれども、こちらは駐車場２０台で一時転用の届出ですが、期間が１年半ということになっています。ここは市街化区域なのですが、この一時転用で利用した後はどうされるのか。例えば今までどおり畑として利用されるのか、それとも別の利用方法をされるのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 一時転用ということですので、畑に戻すことが前提になっております。

○議長 池田委員。

- 池田委員　　一時転用の期間というのは決められているのですか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　期間は議案書に記載のとおり、令和7年9月1日から令和9年2月28日までとなっています。
- 池田委員　　一般論として、5年でも10年でもいいのかということですが。
- 事務局　　一時転用は原則として3年以内となっています。
- 議長　　池田委員。
- 池田委員　　それは規則で決まっているのですか。
- 事務局　　神奈川県の記事提要で原則として3年以内と決まっています。
- 議長　　池田委員。
- 池田委員　　これは一時転用ですので、当然、農地に復元するという計画書は出されると思うのだけれども、計画書ではどのようなになっているのですか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　今回は届出ですので、転用期間というものを提示していただいて、最後、復元が完了したときに農地復元完了報告書を提出していただくようにしています。
- 議長　　池田委員。
- 池田委員　　事前に復元計画書というのは提出しなくていいのですか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　事前に復元計画書を提出する必要はありません。
- 議長　　池田委員。
- 池田委員　　20台の駐車場ということですが、農地に復元というのはかなり大変だと思うのですが、かなり車で踏み固められてしまっているのではないかと。駐車場ですから、農地のまま車を入れるわけにいかないのと、当然砂利を敷いたりするわけで、これを期間が終了した後、農地に復元しますと言っても、なかなか容易ではないと思うのですが、その辺どのように考えられているのですか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　ご本人から復元をするという届出ですので、それをもって届出を受理します。
- 議長　　木村委員。

○木村委員 池田委員が言われたように、駐車場となると、利用した後、畑に戻すということは大変で、砂利を敷くとか、あるいはアスファルトにするとか、あと一つ、鉄板を敷くなどの手法がありますが、いずれにしても申請者本人からは、何のために駐車場に一時転用するのか聞いていれば教えていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 今回の一時転用の理由ですけれども、当該申請地の東側に老人ホームを建設予定で、そのための工事用の車両を駐車するということです。
以上です。

○議長 よろしいですか。
ほかいかがでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。
本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。
事務局、説明をお願いします。

○事務局 まず、本件について補足説明いたします。

農地の相続については、生涯農業を継続する意欲のある相続人に対し、相続税の納税を猶予することで農地を守っていこうという趣旨の制度があります。その納税猶予制度の適用を受けようとする者は、相続税の申告期限までに被相続人の住所地の税務署に申告することになっています。申告に当たって、農業委員会の発行する相続税の納税猶予に関する適格者証明書を添付しなければならないので、農業委員会では証明書交付の希望があれば、申請人が適格者かどうかを判断し、納税猶予適格者証明書を交付しています。

それでは、報告第30号についてご説明します。議案書の5ページをごらんください。総会資料は7ページです。

相続人は、被相続人の存命中から被相続人とともに農業経営をしてきており、相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は、春夏はトウモロコシなど

を、秋冬は白菜、ブロッコリー、大根などの露地野菜を栽培しているとのこと
です。ついては、9月4日に長谷川委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の
上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております委員の説明をお願いします。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 9月4日に私と事務局で現地に赴き、相続人と立ち会って現地確認を
しました。事務局の説明どおり、納税猶予に関して意思確認を行いました。今回
の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2
項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題に供します。

受付番号1から2について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第26号、まず、受付番号1番についてご説明いたします。

新規の案件でございます。議案書6ページ、資料は8、9ページになります。

大和市長から、令和7年9月10日付で農用地利用集積等促進計画（案）につ
いて諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は806㎡です。
借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和7
年

12月1日から令和9年11月30日までの2年間、使用貸借権を設定し露地
野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、

現在8,570.5㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名で農

業経営を行っております。

令和 7 年 9 月 3 日に木村委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号 2 番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書 6 ページ、資料は 10、11 ページになります。

大和市長から、令和 7 年 9 月 10 日付で農用地利用集積等促進計画（案）について諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は 1,777 m²です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和 7 年 12 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年 7 カ月、賃貸借権を設定し露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在 2 万 1,410.75 m²を経営しています。農業経営者 1 名、農業専従者 2 名の計 3 名で農業経営を行っております。

令和 7 年 9 月 10 日に渡邊委員と事務局で現地に赴き、借人及び貸人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号 1 について、木村委員、お願いします。

○木村委員 受付番号 1 番は、先ほど事務局が説明したように、9 月 3 日に現地に参りまして、借人とお会いし確認をさせていただいております。基本、全体的に管理はされております。問題ないと思いますけれども、もう少し付け加えますと、こちらは、以前の借人であった父親が亡くなり、それを今回の借人である息子さんが改めて新規で 2 年間借りるということになったものです。貸付けることに問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号 2 について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員　　9月10日に、事務局と現地に赴き、借人及び貸人とお会いし確認いたしました。現地は管理されていました。貸付けることに問題ないと思います。

以上です。

○議長　　地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1から2について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員　　受付番号2番に関してですけれども、契約期間が3年7カ月と半端かなと。大体1年単位で区切っていると思うのですが、これは何かご事情でもあるのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　これは借人の希望なのですが、借人がほかに借りている農地の終わりが令和11年6月30日までとなっていますので、そこに合わせたいというご希望でこのようになりました。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　そうしますと、ほかのところの更新を仮にされるということであれば、こちらも更新する可能性はあるということでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　借人としては、更新の年を全部合わせて一度にしたいというご意向でした。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　ありがとうございます。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　受付番号2番ですけれども、こちらは、貸人の年齢が80歳ということですが、新規ということで、今までは自分で耕作をされていて、今回、自分の体力的なことも含めて貸すことにした、そういうことなののでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　貸人は、年齢的なこともあり管理しきれないので、貸したいということを伺っています。

○議長　　木村委員。

○木村委員 では、今までは自分で管理をされていたということですか。

○議長 事務局。

○事務局 今までは自分で管理をされていたと聞いています。

○議長 ほかよろしいでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 受付番号２番につきまして、貸人ですけれども、このほかにも管理している農地はあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回貸したことによって１，３００㎡ほどの農地が残ります。そちらについては、ご自身で管理されると聞いております。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 どうもありがとうございました。

○議長 ほかございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第２６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について採決いたします。

受付番号１について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号２について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員であります。よって、本件は諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和７年９月大和市農業委員会第９回総会を閉会いたします。

午前１０時２８分 閉会